

●香川県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所
観音寺市室本町字七宝69の2、69の11、69の13、69の14、95の4、101の1
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため